

## eLTAXにおける特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の 税制改正対応について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは会務運営についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年度税制改正において、特別徴収税額通知に係る個人番号の取扱いに関する改正が行われました。これを受け、eLTAXでは平成30年度分以降の個人住民税について、下記の通りシステム改修が予定され、特別徴収税額通知書の取得方法が変更されます。

つきましては、本件について支部会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 税制改正に伴うeLTAXの改修概要について

現行の特別徴収税額通知データ（電子署名なしの参考データ）については、平成30年度分以降の個人住民税においてeLTAXを通じての提供が行えなくなるため、新たに現行の正本通知（電子署名有り、以下同じ）と同一のレイアウト及び運用方法で、電子署名を省略して送付するものを副本通知とする。

##### (1) 正本通知について

現行のレイアウト及び運用方法から変更なし。

##### (2) 副本通知について

正本通知と同一のレイアウトになる。

また、正本通知と同様に保護番号によるアクセス制限を行うため、給与支払報告書の提出時に保護番号通知用のメールアドレスを設定する必要がある。その他の運用方法についても正本通知と同様で署名の有無のみが異なる。

#### 2. 平成30年1月から平成31年9月までの特別徴収税額通知書の取得方法

次のいずれかを納税義務者が選択する。

##### (1) 電子的に正本が必要な場合

現行どおり、電子データを選択して送付先にメールアドレスを登録する

##### (2) 書面による正本と、電子的に副本が必要な場合

電子データを選択し、メールアドレスの末尾に「\_copy」を加えたものを送付先として登録する

##### (3) 書面による正本のみが必要な場合（電子データが不要な場合）

現行どおり、書面を選択する

平成30年1月29日

情報システム部長 村田 一晃

総合企画部長 大西 勉